

財団法人滋賀県下水道公社に対する指定管理の取消について

滋賀県は、今年度末を目途に、本県と、財団法人滋賀県下水道公社(以下、「公社」という。)が締結した基本協定(※)を解除し、公社に対する指定管理を取り消す方向で取り組みます。

(※) 滋賀県琵琶湖流域下水道(湖南中部処理区(矢橋帰帆島公園を除く)および東北部処理区)の管理に関する協定書(平成 23 年 3 月 8 日締結)

1 指定管理の取消理由

県は、「外郭団体および公の施設見直し計画」に基づき、施設の管理方法と併せ、組織体制の見直しについて検討して参りましたが、以下のとおり、一定、課題解決の方向性が見いだせたこと、また、昨年度発生しました「東日本大震災」等、社会情勢の変化から、当初計画より一年間前倒しし、今年度末を目途に公社に対する指定管理を取り消すものです。

2 経過

[H17 年度] 琵琶湖流域下水道の指定管理者として、公社を非公募によりに選定

[H21 年度] 「外郭団体および公の施設見直しに関する提言」(H21. 8)

「外郭団体および公の施設見直し計画」策定(H21. 12)

[H23 年度] 湖南中部・東北部処理区の指定管理者として公社を選定

湖西・高島処理区を県直営化(包括的民間委託)

3 課題とその対応

(1) 今後の施設管理方法

公社が担ってきた施設維持管理の役割を、県自身の役割として再編することで県の直営とし、施設整備、維持管理を一体として効果的、効率的に事業を推進します。

(2) 組織体制の見直し

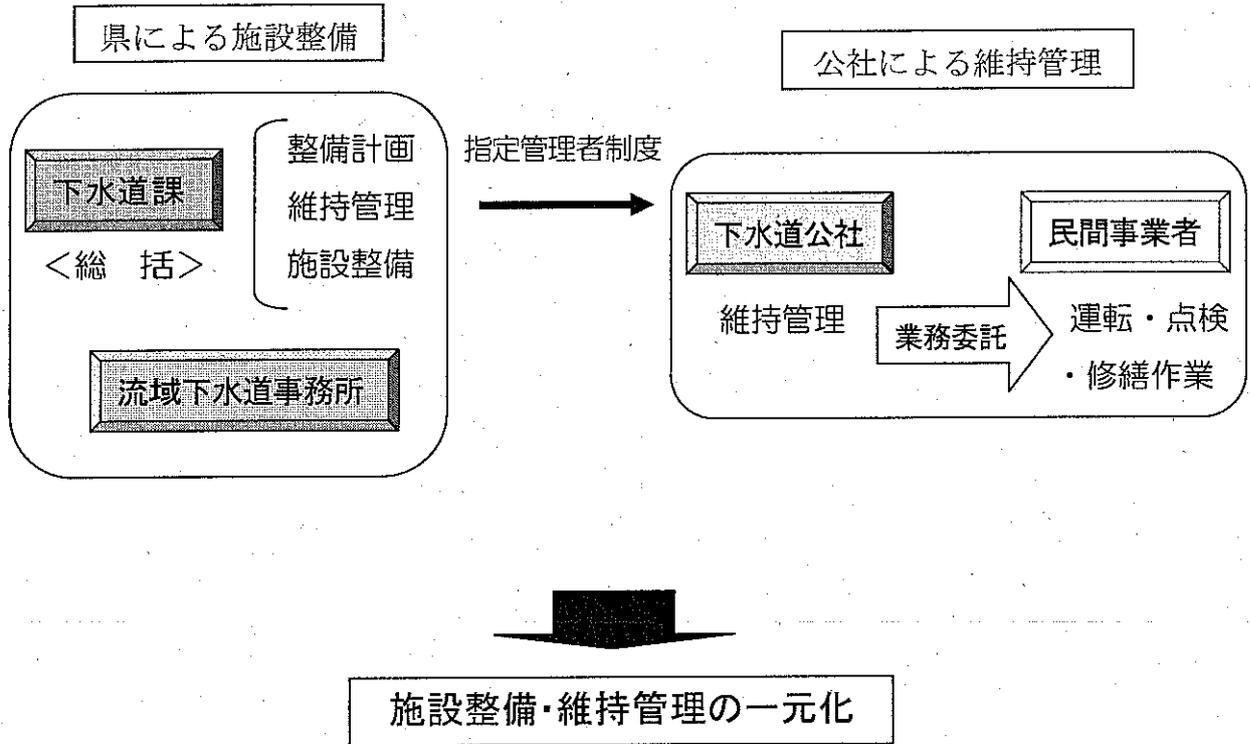
指揮命令系統の一本化を図り、危機管理に備えた迅速な意志決定を可能とするとともに、流域下水道の総合的かつ計画的な資産管理(ストックマネジメント)ができるよう、建設と管理を一元化した組織体制を構築します。

(3) 公社職員の雇用問題

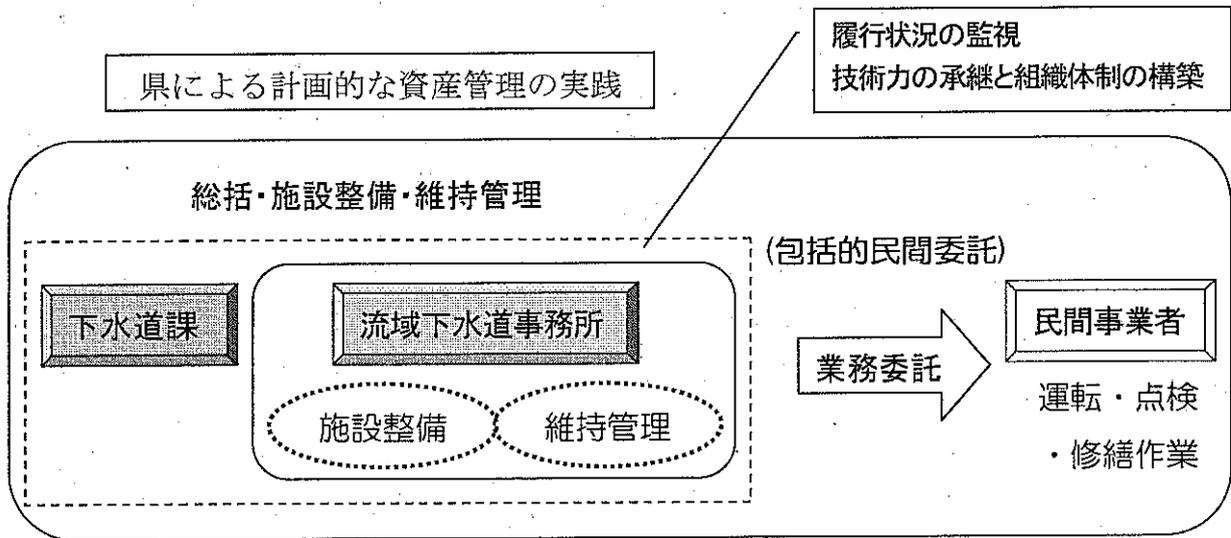
公社は、県が設立に関わり、その運営に対し相当の関与を行ってきた団体であることから、実質的に雇用者に相当する立場として、責任を持って対応します。

《今後の施設管理方法および組織体制について》

(1) 現在の姿(現：湖南中部処理区・東北部処理区)



(2) 目指すべき姿(現：湖西処理区・高島処理区)



- ◎施設整備、維持管理の一元化による効果的・効率的な施設管理
- ◎建設と管理の一元化による総合的・計画的な資産管理
- ◎指揮命令系統一本化による危機管理に備えた組織体制